

28 公埼理第 252 号
平成 28 年 8 月 29 日

会員各位

公益社団法人埼玉県理学療法士会
会 長 清宮 清美
事務局長 水田 宗達
(公文書番号にて公印省略)

協会指定管理者（初級）士会長推薦の条件変更について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の運営に際しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、日本理学療法士協会では管理者の人材育成制度として協会指定管理者（初級）・（上級）の制度を開始しておりますが、管理者研修（初級）受講要件であった「5年以上」の条件を廃止し、業務上の責任ある立場として、組織から指示を受け活動している会員を対象とすることとなりました。これに伴い協会指定管理者（初級）研修の受講要件の1つ「士会長推薦者」についても変更させていただきます。会員の皆さまにおかれましてはご確認の上、申請手続きのご検討をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 受講要件の緩和

I. 受講要件について **New▶ 受講要件の緩和**

~~5年以上~~①管理に従事している会員のうち、②以下の3項目いずれかに該当する者。
(教育関係者も含む。職位は主任以上、1施設複数登録可)

1. 士会長の推薦者
2. 士会主催のマネジメント研修受講
3. 回復期セラマネ、訪問リハ管理者、あるいは、その他医療的マネジメントコースを卒業した者
(終了日数は規定なし)

・上記の条件を満たしている会員は、『協会指定管理者研修会』を受講することが可能です。

・会員は、『協会指定管理者研修会』を受講する前に、**マイページより申請が必要です。**
※申請をせず、協会指定管理者研修を受講した場合、協会指定管理者（初級）の取得はできません。

2. 推薦条件 (変更あり)

~~5年以上管理に従事していること。職位は主任以上。異なる勤務先の合算も可能。~~

→業務上の責任ある立場として、組織から指示を受け活動している会員

3. 手続き方法 (変更なし)

① 推薦希望者は所定の推薦依頼用紙 (別紙) に必要事項を記入の上、メールまたは郵送で埼玉県理学療法士会事務室に申請して下さい。依頼用紙は埼玉県理学療法士会 HP からダウンロードできます。

事務室 メールアドレス jimushitsu1971@saitama-pt.or.jp

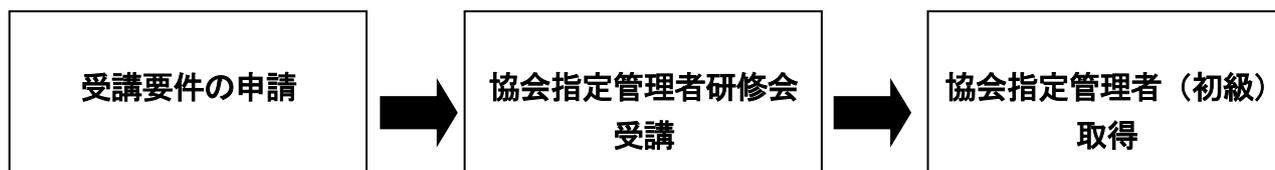
事務室 住所 〒362-0074 上尾市春日 1-26-7 (公社) 埼玉県理学療法士会 事務室

② 依頼内容を確認させて頂き、埼玉県理学療法士会事務室から推薦書を発送させて頂きます。原則メールで送らせていただきますのでPDF ファイルが受け取れるアドレスをご記入下さい。

③ 推薦書を受け取りましたら

日本理学療法士協会マイページ→メニュー→生涯学習管理→協会指定管理者から管理者証明申請を各自でおこなってください。

協会指定管理者研修会に参加し協会指定管理者を取得するためには必ず事前にマイページから管理者証明申請手続きを済ませておく必要があります。申請を済ませていないと協会指定管理者の取得はできませんのでご注意ください。



問い合わせ先

埼玉県理学療法士会 事務局 水田宗達

saitamareha@gmail.com